

商 品 概 要 説 明 書

年金受給者定期預金

(令和8年4月1日現在)

商 品 名	年金受給者定期預金
販売対象	・当組合で厚生年金、国民年金、共済年金をお受け取りになられている方 ・当組合で新しく年金のお受取り手続きを行なわれた方
期 間	・1年（ただし、自動継続の取扱いはできません。）
預入金額	・1,000円以上 500万円まで 年金の受け取り口座のある店舗に限ります。（お一人1店舗に限ります）
適用利率	・お預入れ時の「店頭表示金利のスーパー定期の利率に0.2%を上乗せした利率」を満期日まで適用します。
税 金	・お利息には、20.315%（国税15%、地方税5%、復興特別所得税0.315%）の税金がかかります。
付加できる 特約事項	・マル優の取扱いができます。
金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、または窓口にお問い合わせください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：古川信用組合（リスク統括課）】 0229-21-7666 受付日：月曜日～金曜日（当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.furushin.co.jp ・紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記古川信用組合リスク統括課または下記窓口までお申し出ください。 【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）

その他参考となる事項	・スーパー定期の取り扱いに準ずる。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
------------	---